

岐阜市行政第322号
平成21年3月23日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原秀訓

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成19年12月7日付け岐阜市環産第296号で諮問のあった岐阜市長が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が次に掲げる公文書について一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）は、その一部を取り消すべきである。

- ① 公文書名 復命書(平成18年4月13日環境省への出張分)
非公開とした情報 環境省からの指摘事項、為重氏の住所及び印影、個人の氏名
- ② 公文書名 復命書(平成18年6月8日環境省への出張分)
非公開とした情報 環境省からの指摘事項、財団職員の職氏名、財団の助言
- ③ 公文書名 復命書(平成18年8月3日環境省への出張分)
非公開とした情報 法人の名称、告発に係る岐阜市の発言
- ④ 公文書名 復命書(平成18年8月29日環境省への出張分)
非公開とした情報 団体職員の職氏名、対策工に係る内容
- ⑤ 公文書名 復命書(平成18年9月11日環境省への出張分)
非公開とした情報 財団職員の職氏名及び社員名、報告書の内容のうち対策工に係るもの、報告書の内容のうち責任追及に係るもの
- ⑥ 公文書名 復命書(平成18年11月15日環境省への出張分)
非公開とした情報 質問及び助言、法人の名称、平成リサイクルセンター代表取締役の発言、平成リサイクルセンターの取引先の法人の名称
- ⑦ 公文書名 復命書(平成18年12月18日環境省への出張分)
非公開とした情報 環境省及び岐阜市の発言並びに平成リサイクルセンターの考え

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成19年9月25日付け岐阜市環産第150号で実施機関が行った一部非公開処分は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書及び口頭の意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号。以下「産廃特措法」という。）に規定する環境大臣の「基本方針」にあっても、住民に十分な説明と意見聴取をし、実施状況の進捗を報

告することを求めている。岐阜市は、市民の参加、市民との協議、市民への情報公開などを基本方針としているのであり、公益上の必要性は極めて高いことから裁量的に公開すべきである。

(1) 岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項第2号該当性

① 為重氏の住所及び印影

為重氏は㈱善商の代表取締役であることから、為重氏の住所及び印影は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当し、実施機関が主張する条例第6条第1項第2号に規定する「個人に関する情報」に該当しない。

② 個人の氏名

為重氏は、㈱善商の代表取締役であることから、為重氏から委任された「個人」の氏名は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当し、実施機関が主張する条例第6条第1項第2号に規定する「個人に関する情報」に該当しない。

③ 財団職員の職氏名

財団職員の氏名は、同号ウに規定する「当該個人が公務員である場合」に該当する。

また、①から③までの情報は、産業廃棄物不法投棄事案（以下「産廃事案」という。）が地域住民及び岐阜市民の生命、健康、生活、財産及び環境に多大な影響を与えていることから、同号イに該当するため公開すべきである。

(2) 条例第6条第1項第3号該当性

① 法人の名称

② 平成リサイクルセンター代表取締役の発言

措置命令が過去の違法行為を正すためのものであるから、措置命令を発出することを検討した法人の名称を公開しても、法人の「事業上の正当な利益」に影響を与えるものではない。

そして、この号に該当するためには「著しく害することが明らかであると認められる」という客観的明白性が必要とされるが、該当しないことは明らかである。

また、産廃事案が地域住民及び岐阜市民の生命、健康、生活、財産及び環境に多大な影響を与えていることから、同号アに該当するため公開すべきである。

(3) 条例第6条第1項第4号ア該当性

① 対策工に係る内容

市の「基本方針」は既に策定されており、対策工も基本的には決定さ

れているから意思決定過程の情報ではない。市は平成17年度以前の復命書については「保存期間が終了したため破棄した」としているが、意思決定過程の情報であるなら容易に破棄するはずがない。破棄しているなら、意思決定過程の情報ではないと推認する。

そして、この号に該当するためには「著しい支障を及ぼすおそれ」という客観的明白性が必要とされるが、該当しないことは明らかである。

しかも、市は住民参加の下で対策工を決定してきたのであるから、公開すべきである。

(4) 条例第6条第1項第4号イ該当性

実施機関は措置命令の細部の考え方を開示することにより、処分者等からの不服の申立て等を容易にし、十分な効果が得られなくなることなど、違法又は不当な行為を容易にし、その抑制を阻害されると主張している。

しかし、不服の申立等は正当な権利の行使であり、違法又は不当な行為ではない。

また、措置命令については、平成18年4月17日に発出されており、措置命令の交渉に影響を与えるものではなく、著しい支障を及ぼすおそれはない。

この号に規定する「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当するには、支障発生の危険が具体的に存在し、客観的に明白であることを要するが、該当しないことは明らかである。

第3 実施機関の主張の要旨

1 実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第6条第1項第2号該当性

① 為重氏の住所及び印影

住所については法人登記簿の代表取締役の住所ではないことから、印影については個人的な使用印であることから、特定の個人が識別される情報であるため、この号に該当する。

② 個人の氏名

為重氏個人に発せられた措置命令に対する弁明であり、同氏が一任した者の氏名の情報は、同氏との関係及び一任先を示すものであるから、特定の個人が識別される情報であるため、この号に該当する。

③ 財団職員の職氏名

個人の勤務先を特定する情報で、特定の個人が識別される情報であるためこの号に該当する

また、同号イ及びウにも該当しない。

(2) 条例第6条第1項第3号該当性

① 法人の名称

措置命令を検討した法人の情報は、当該法人が違法性のある行為を

行ったことが明らかになり、公開することにより当該法人等の正当な利益を著しく害することが明らかであるため、この号に該当する。

② 平成リサイクルセンター代表取締役の発言

当該法人の考え方を示しており、公開することにより当該法人等の正当な利益を著しく害することが明らかである。

(3) 条例第6条第1項第4号ア該当性

① 対策工に係る内容

対策工については、本件処分時には未決定であり、その検討過程の情報を公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあることから、この号に該当する。

(4) 条例第6条第1項第4号イ該当性

措置命令を発出した平成リサイクルセンターからは再審査請求が提起されており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反に対する対応についての考え方に関する情報を公開すると、今後の被措置命令者との訴訟に影響を与え、事務事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、廃棄物処理法違反に対する対応について、行政の細部の考え方を開示することは、違法行為者が措置命令の発出を回避することを容易にし、事務事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

さらに、産廃特措法に基づき、平成24年度までに実施計画に基づく事業を完了させる必要があり、遅れた部分については国からの財政支援が受けられない。支障の除去については、前例のない注水消火方式を採用していることから実施計画の変更が想定され、計画の変更は財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下「財団」という。）の了解を条件として環境大臣の同意が必要である。非公開を前提に得られた情報を公開することにより、財団との信頼関係を崩すことになれば、同意に時間を要し、事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、この号に該当する。

2 第三者の意見聴取について

非公開とする内容については、条例第8条の2の第三者の意見聴取の規定に鑑み、正式な手続は行っていないが、環境省の意見を確認したうえで実施機関が決定したものである。

第4 当審査会の判断

1 本件公文書の性質

本件公文書は、椿洞産廃不法投棄事件に関し、事案及び状況の報告をし、助言等を得るため環境省及び財団と会議を行った用務に係る出張の復命書、報告書及び会議の際に使用した資料であるから、実施機関が組織的に保有するものであり、条例第2条第1号の公文書に該当する。

2 条例第6条第1項第2号該当性

当審査会は、次に掲げる情報が条例第6条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

- ① 爲重氏の住所及び印影
- ② 個人の氏名
- ③ 財団職員の職氏名及び社員名

この号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることができることを定めたものである。

また、この号の運用については、条例第3条第1項後段において「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることがないよう最大限の配慮をしなければならない」とされているところから、具体的な個々の情報の公開に当たり、個人のプライバシーを十分に保護するためには、条例第6条第1項第2号アからウまでのいずれかに明白に該当する場合には公開するが、そうでない場合には非公開とする運用にならざるを得ないと考える。

(1) 爲重氏の住所及び印影

住所は特定の個人が識別される情報であり、この爲重氏の住所は商業登記簿に記載されている同氏の住所ではなく、個人のプライバシーとして保護すべき情報である。

印影は、公開された同氏の氏名の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報であり、個人のプライバシーとして保護すべきものである。

そして、これらの情報が同号アからウまでのいずれかに明白に該当するとはいい難い。

(2) 個人の氏名

爲重氏に措置命令を発する際同氏から提出された弁明書において同氏が一任した個人の氏名であるが、特定の個人が識別される情報である。

そして、この情報が同号アからウまでのいずれかに明白に該当するとはいい難い。

(3) 財団職員の職氏名及び社員名

財団の職員の職氏名及び大日コンサルの社員名であり、氏名及び社員名は特定の個人が識別される情報であり、職は特定の個人が識別され得る情報といえる。

財団は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等には該当しない。大日コンサルは、本市の調査業務を受託した民間企業である。

そして、これらの情報が同号アからウまでのいずれかに明白に該当する

とはいい難い。

以上のことから、①から③までの情報は、この号に該当すると認められる。

3 条例第6条第1項第3号該当性

当審査会は、次に掲げる情報が条例第6条第1項第3号に該当するか否かを判断する。

① 法人の名称

② 平成リサイクルセンター代表取締役の発言

この号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって法人等の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかな当該法人等に関する情報について非公開とすることができることを定めたものである。

(1) 法人の名称

措置命令の発出を検討した法人の名称と平成リサイクルセンターの取引先の法人の名称であり、法人等に関する情報である。

措置命令の発出を検討した法人とは、違法性のある行為を行ったが、実施機関の行政指導に応じ、既に措置命令を発することができなくなった法人である。平成リサイクルセンターの取引先の法人とは、措置命令が発せられた平成リサイクルセンターと単に取引がある法人にすぎず、当該法人の違法性の有無は不明である。

これら法人の名称が公開されると、当該法人の信用若しくは社会的評価を低下させ、又は当該法人にとって不名誉であり、当該法人の競争上の地位を阻害することにもつながりかねず、事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められる。

そして、これらの情報が同号アかイのいずれかに明白に該当するとはいい難い。

よって、これらの情報は、この号に該当すると認められる。

(2) 平成リサイクルセンター代表取締役の発言

措置命令の発出を決定するまでの交渉経過の中で代表取締役として発言した内容であり、法人等に関する情報である。

この情報が公開されると、当該法人に何らかの影響を及ぼすことは認められるけれども、事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであるとまではいえない。

よって、この情報は、この号に該当するとは認められず、公開すべきと考える。

4 条例第6条第1項第4号ア該当性

当審査会は、条例第6条第1項第4号アに該当するとして非公開とされた情報がこの規定に該当するか否かを判断する。

この規定は、行政における審議、検討等に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討等に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較し、なお意思決定に著しい支障を生じるおそれのある場合は、非公開とすることができることを定めたものである。

この規定に該当するとして非公開とされた情報は、対策工に係る情報とすることができる。この情報は、産廃特措法に基づく実施計画に記載すべき支障の除去等の方法についての検討過程の情報であり、本件処分が行われた平成19年9月25日時点の段階では、この情報を公開すると、未確定な段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると思われ、意思決定に著しい支障があった可能性がある。

しかし、実施計画は、平成20年3月25日に環境大臣の同意を得てその内容が公表されていることから、この情報を公開したとしても、未確定な段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれは消滅したと認められる。

よって、現時点においては、この情報がこの規定に該当するとは認められない。

5 条例第6条第1項第4号イ該当性

当審査会は、条例第6条第1項第4号イに該当するとして非公開とされた情報がこの規定に該当するか否かを判断する。

この規定は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から非公開情報を定めたものであり、情報を公にする利益と比較し、なお当該事務事業の遂行に著しい支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることができることを定めたものである。

この規定に該当するとして非公開とされた情報は、当該情報の内容から次のように二つに分けて検討する。

(1) いわゆる廃棄物処理法の運用に関するもの

- ア 環境省からの指摘事項（平成18年4月13日出張に係る復命書）
被措置命令者の主張に対する対応についての環境省からの助言
- イ 環境省からの指摘事項（平成18年6月8日出張に係る復命書）
措置命令を発するに当たっての細部の考え方についての質疑応答
- ウ 財団の助言（平成18年6月8日出張に係る復命書）
措置命令を発するに当たっての細部の考え方についての質疑応答
- エ 告発に係る岐阜市の発言（平成18年8月3日出張に係る復命書）
措置命令違反での告発についての岐阜市の発言
- オ 報告書の内容のうち責任追及に係るもの（平成18年9月11日出張に係る復命書）
排出事業者の責任追及についての本市の方針及び財団からの指摘事項
- カ 質問及び助言（平成18年11月15日出張に係る復命書）

平成リサイクルセンターへの措置命令の発し方についての質問及び助言

キ 換算係数の説明（平成 18 年 11 月 15 日出張に係る復命書）

添付書類である弁明書（概要）に記載された、撤去を命ずる量の体積から重量への換算係数の説明

ク 環境省及び岐阜市の発言並びに平成リサイクルセンターの考え（平成 18 年 12 月 18 日出張に係る復命書）

平成リサイクルセンターから提出された弁明書の内容に対しての岐阜市の見解と環境省の見解

これらの情報が本市の機関が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

オの情報のうち<>印で囲まれた見出しの部分及びキの情報を除くこれらの情報（以下「廃棄物処理法運用情報」という。）は、措置命令の発出の可能性、措置命令の発出の段階、措置命令違反の告発等廃棄物処理法違反に対する対応についての考え方に関する情報であるといえる。

実施機関の陳述では、措置命令を発せられた者で不履行のものに対しては今後代執行費用の請求を続けていく必要があり、平成リサイクルセンターからは再審査請求が提起されているとのことである。

そうすると、廃棄物処理法運用情報が公にされると、今後の被措置命令者との交渉に影響を与え、代執行費用の回収に困難を来すおそれや、今後の争訟において本市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることを否定できず、事務事業の遂行に著しい支障があると認められる。

また、廃棄物処理法運用情報は廃棄物処理法違反に対する対応についての具体的かつ詳細な考え方を示すものでもあることから、公にされると、措置命令の発出の可能性や措置命令の発出の段階等の細部について産業廃棄物処理業者が知ることにより、措置命令発出の回避、措置命令の不完全履行等を容易にし、産業廃棄物の不適正処理に対する規制が著しく阻害されるおそれがあるといえ、事務事業の遂行に著しい支障があると認められる。

よって、廃棄物処理法運用情報は、この規定に該当すると認められる。

しかし、オの情報のうち<>印で囲まれた見出しの部分は単なる見出しにすぎず、また、キの情報は既に公表されている事項であるので、事務事業の遂行に著しい支障があるとは認められないことから、この規定に該当せず、公開すべきである。

なお、平成 18 年 8 月 3 日出張に係る復命書の報告書の中の「(1)弁明通知書発送後に撤去を申し出たことについて」の最後「それが他の事例にも影響を及ぼす。」の後に 1 行ほどの文章があるが、白く塗抹処理されたことにより非公開とされたことがわからないことから、黒く塗抹処理

すべきである。

(2) いわゆる産廃特措法の運用に関するもの

ア 対策工に係る内容（平成 18 年 8 月 29 日出張に係る復命書）

産廃特措法に基づく実施計画の作成、実施計画に記載すべき支障の除去等の方法等に関する財団との意見交換

イ 報告書の内容のうち対策工に係るもの（平成 18 年 9 月 11 日出張に係る復命書）

実施計画に記載すべき支障の除去等の方法に関連する調査、実施計画の記載内容等に対する財団の助言

これらの情報が本市の機関が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

これらの情報が公にされると、事務事業の遂行に具体的にどのような著しい支障があるかについて、実施機関に対して、平成 20 年 5 月 12 日に陳述を求めたほか、同年 7 月 7 日、同年 8 月 7 日、同年 9 月 11 日および同年 12 月 16 日の 4 回の審査会の会議において説明を求めてきたところである。

以上を踏まえると、次のように認められる。

財団は、廃棄物処理法第 13 条の 12 の規定による産業廃棄物適正処理推進センターの指定を受けている。財団は、廃棄物処理法第 13 条の 13 第 5 号及び第 6 号に掲げる産業廃棄物適正処理推進センターの業務の一環として、実施計画に記載すべき支障の除去等の方法について事実上の審査を行っている。そして、環境大臣が実施計画について同意しようとする場合、事実上、支障の除去等の方法について財団の了解が得られていることが前提とされている。

産廃特措法は平成 25 年 3 月 31 日までの時限法であり、平成 24 年度までに実施計画に基づく事業を完了する必要がある。

実施計画に記載された支障の除去等の方法については詳細な実施方法が定められているわけではなく、また、前例のない注水消火の方式を採用していることから、今後、支障の除去等の方法に係る実施計画の変更が想定されるところである。

実施計画の変更にあっても、環境大臣の同意を要し、支障の除去等の方法に係る部分については財団の了解が得られていることが前提となってくる。

また、財団との会議では非公開を前提としたやりとりがなされたと考えられ、これらの情報が公にされると、財団との協力関係が損なわれ、それにより実施計画の変更の同意を得るのに時間を要することになると、実施計画に基づく事業が平成 24 年度までに完了しないおそれを否定できない。当該事業が平成 24 年度までに完了しない場合、平成 25 年度以

後に遅れた部分については、本来得られるはずの国からの財政支援を受けられないこととなり、このことは事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるといわざるを得ない。言い換えれば、平成 24 年度までは著しい支障を及ぼすおそれがあるといえるが、それ以後はそのようなおそれがあるとは考えられない。

よって、これらの情報は、基本的には、この規定に該当すると認められる。

しかし、次に掲げる情報は、単なる見出しであったり、実施計画の支障の除去等の方法に関連する情報とはいえないので、事務事業の遂行に著しい支障があるとは認められないことから、この規定に該当せず、公開すべきである。

- ① イの情報のうち<>印で囲まれた見出しの部分
- ② イの情報のうち<>印で囲まれた見出しのうち、最後の二つの見出しに係る内容の部分

6 その他

5 (2)で記したように、5 (2)ア及びイに掲げる情報で条例第 6 条第 1 項第 4 号イに該当するとして非公開とされるものについては、公にされると、平成 24 年度までは事務事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるが、平成 25 年度以後はそのようなおそれがあるとは考えられないことから、5 (2)ア及びイに掲げる情報が記載された公文書は、当該公文書の保存期間にかかわらず、平成 25 年度以後においても公開請求の対象とすることができるよう措置することを強く要望する。

また、5 (1)アからクまでに掲げる情報で条例第 6 条第 1 項第 4 号イに該当するとして非公開とされるものについて将来事務事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがなくなる可能性を否定することができないことから、5 (1)アからクまでに掲げる情報が記載された公文書についても、同様に保存することを強く要望する。

さらに、本件異議申立てに係る公文書については、すべて保存期間が 1 年とされているが、短すぎるといわざるを得ない。当該公文書が作成されることとなった、そもそもの原因である産業廃棄物不法投棄事件の重大性を考慮すれば、当該公文書の有する歴史的意義は相当なものであると思われる。実施機関には、このような見地から、岐阜市文書取扱規則（昭和 49 年岐阜市規則第 6 号）第 38 条の規定に基づき、当該文書の保存期間を見直すよう求めるものである。

7 結論

上記の理由により、第 1 のとおり判断する。

第 5 審査会の審査経緯等

平成19年	8月27日	公文書公開請求
	9月25日	実施機関の一部非公開決定
	11月19日	異議申立て
	12月7日	諮問
平成20年	2月7日	実施機関に陳述書の提出依頼
	3月4日	陳述書提出
	3月6日	陳述書の写しを異議申立人に送付
	5月12日	審査会開催。異議申立人から意見書の提出。実施機関及び異議申立人から意見聴取
	6月2日	実施機関から5月12日の審査会において指摘された件についての回答書の提出
	6月4日	回答書の写しを異議申立人に送付
	6月9日	審査会開催
	7月7日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	8月7日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	9月11日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	10月14日	審査会開催
	11月25日	審査会開催
平成21年	12月16日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	1月21日	審査会開催
	2月23日	審査会開催
	3月23日	審査会開催。答申